

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 7日

船橋市長 殿



提出者

住所 千葉県船橋市市場5-9-22

氏名 京葉都市開発株式会社

代表取締役 酒向 博

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 047-423-7711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

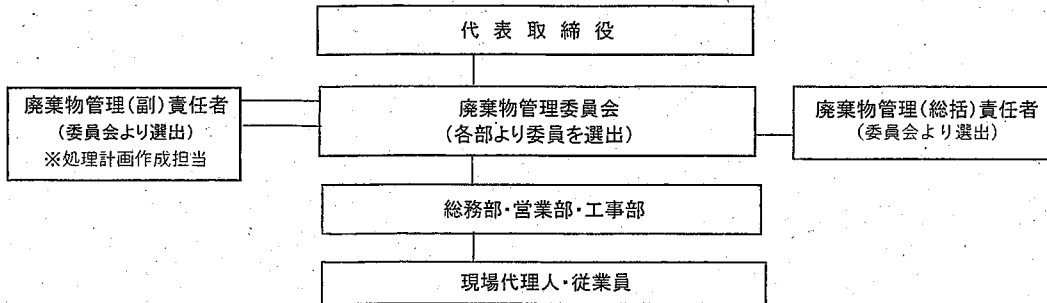
事業場の名称	京葉都市開発株式会社
事業場の所在地	千葉県船橋市市場5-9-22
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合建設業 小分類：一般土木建築工事業
②事業の規模	3,982百万円
③従業員数	58人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; border: 1px dashed black; margin-bottom: 5px;">建設産業廃棄物 発生</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊 がれき類 汚泥 廃プラスチック類 ガラス・コンクリート・陶磁器くず 木くず 建設混合廃棄物 がれき類(石綿含有産業廃棄物)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;"> <p>収集運搬 (積替・保管)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;"> <p>中間委託処理場 (破砕、圧縮、溶解、焼却、選別、固化、中和、脱水、乾燥、圧縮梱包)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;"> <p>再資源化 リサイクル</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p>保管 (分別・再利用)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%; text-align: center;"> <p>最終処分場 (埋立)</p> </div> </div> </div>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 物の分別による排出量抑制 に対して産業廃棄物抑制に関する教育の実施 ・余剰材の削減(発注数量確認) ・廃棄 ・現場従事者		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) の再利用、転用 余剰材の削減(発注数量確認) ・資材 ・引き続き		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 合廃棄物は、可能な限り現場内で分別 は、分別を行い再生資源化施設に排出 ・混 ・がれき類
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引き続き ・引き続き改修や解体工事で排出される廃棄物を可能な限り種類ごとの分別保管 ・上記種類別の産廃保管場所の確保に努める

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		特に
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		特にな

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当する施設なし。			自社に
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当する施設なし。			自社に

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		該当なし
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		該当なし

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 契約前の廃棄物処分会社の情報確認と現地調査。 ・可能な限り優良認定処理会社との委託		・委託

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙参照	別紙参照
②計画	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		t	t
	再生利用業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			・引き
続き優良認定処理会社との委託の継続 ・新規の処理会社と新規優良認定処理会社の事前情報調査と現地の確認				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。







産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 6月7日

船橋市長 殿



提出者

住 所 千葉県船橋市市場5-9-22

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

京葉都市開発株式会社

代表取締役 酒向 博

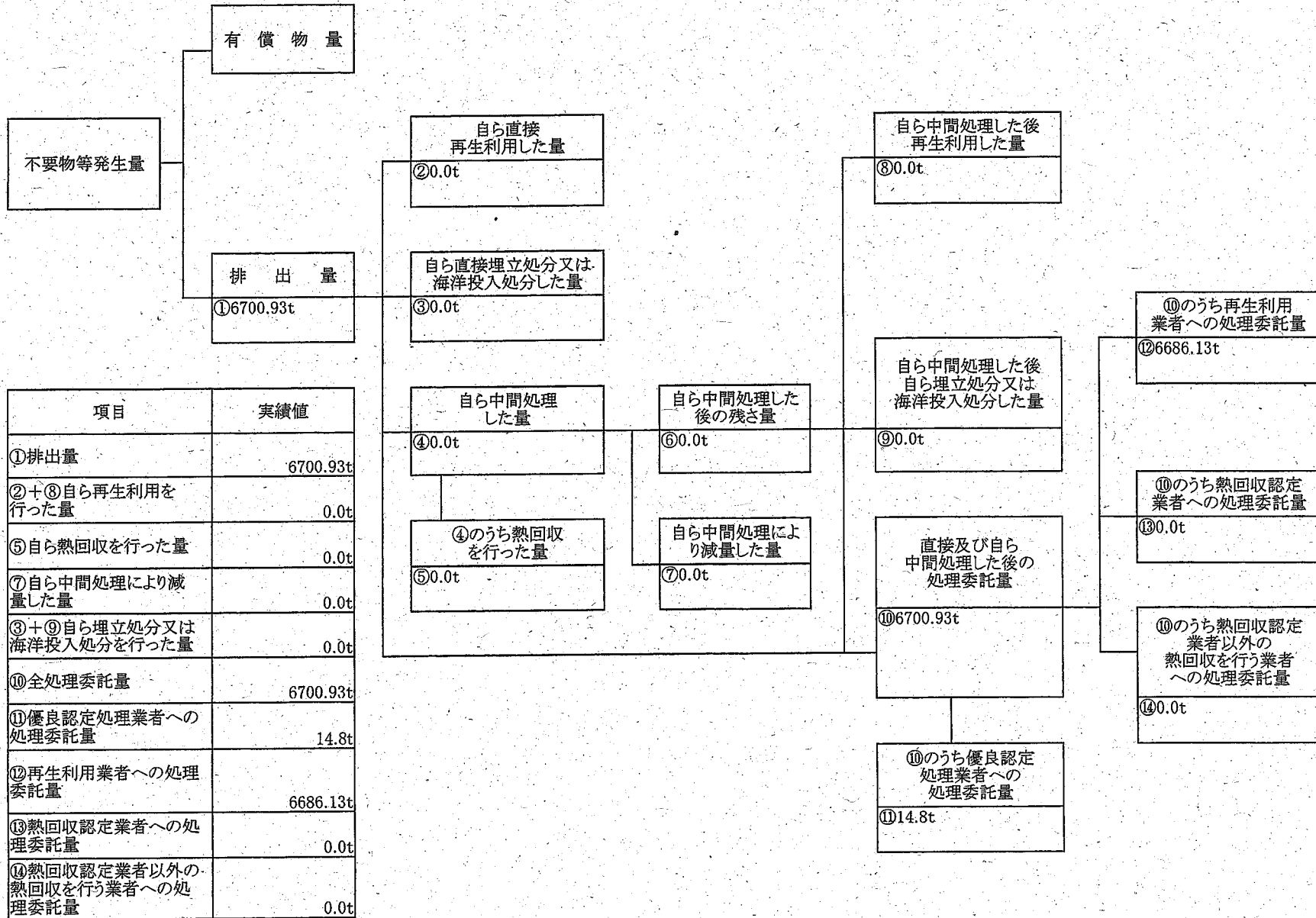
電話番号 047-423-7711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	京葉都市開発株式会社		
事業場の所在地	千葉県船橋市市場5-9-22		
事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合建設業 小分類:一般土木建築工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年 4月 1日～令和5年 3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	8682.05t	全処理委託量	8682.05t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00t	優良認定処理業者への処理委託量	256.55t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00t	再生利用業者への処理委託量	8425.50t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00t	認定熱回収業者への処理委託量	0.00t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t
※事務処理欄			

計画の実施状況

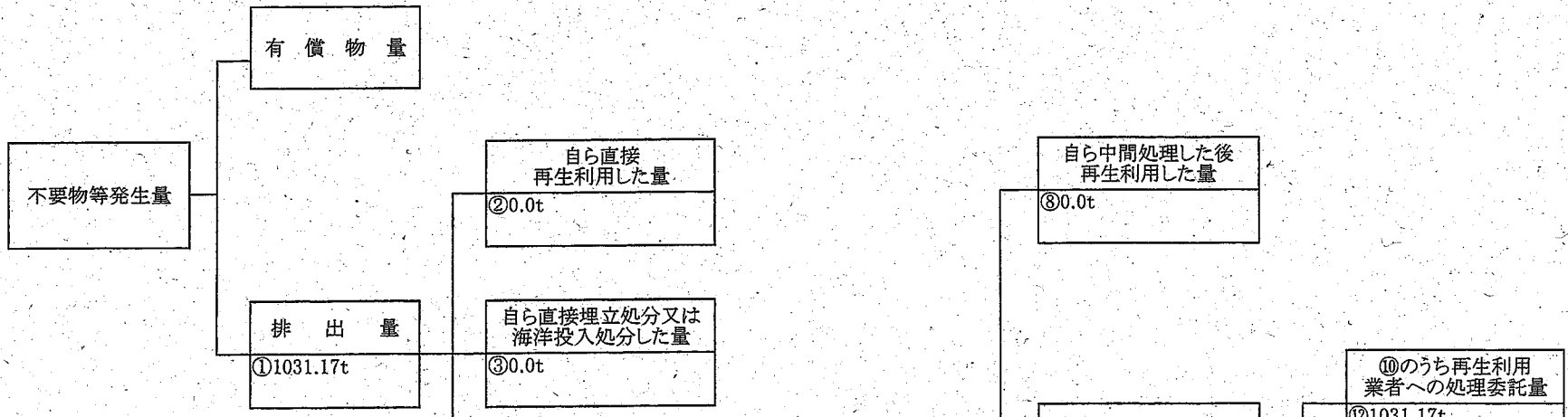
(産業廃棄物の種類:アスファルト・コンクリートがら)



項目	実績値
①排出量	6700.93t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	6700.93t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	14.8t
⑫再生利用業者への処理委託量	6686.13t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:コンクリートがら)



項目	実績値
①排出量	1031.17t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	1031.17t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0t
⑫再生利用業者への処理委託量	1031.17t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

自ら直接再生利用した量  
②0.0t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量  
③0.0t

自ら中間処理した量  
④0.0t

④のうち熱回収を行った量  
⑤0.0t

自ら中間処理した後の残さ量  
⑥0.0t

自ら中間処理による減量した量  
⑦0.0t

自ら中間処理した後に再生利用した量  
⑧0.0t

自ら中間処理した後に埋立処分又は海洋投入処分した量  
⑨0.0t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
⑩1031.17t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量  
⑪0.0t

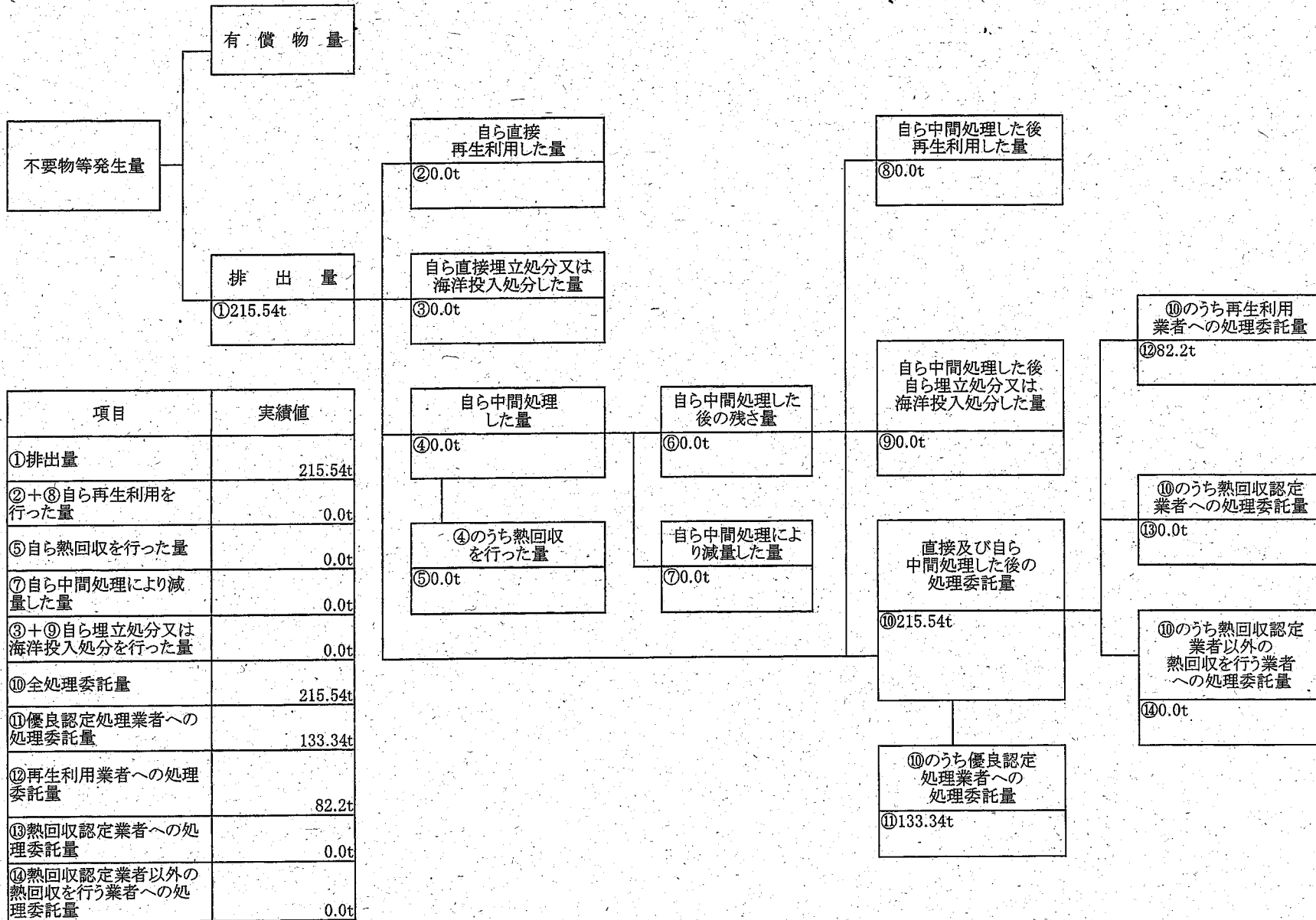
⑩のうち再生利用業者への処理委託量  
⑫1031.17t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量  
⑬0.0t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
⑭0.0t

計画の実施状況

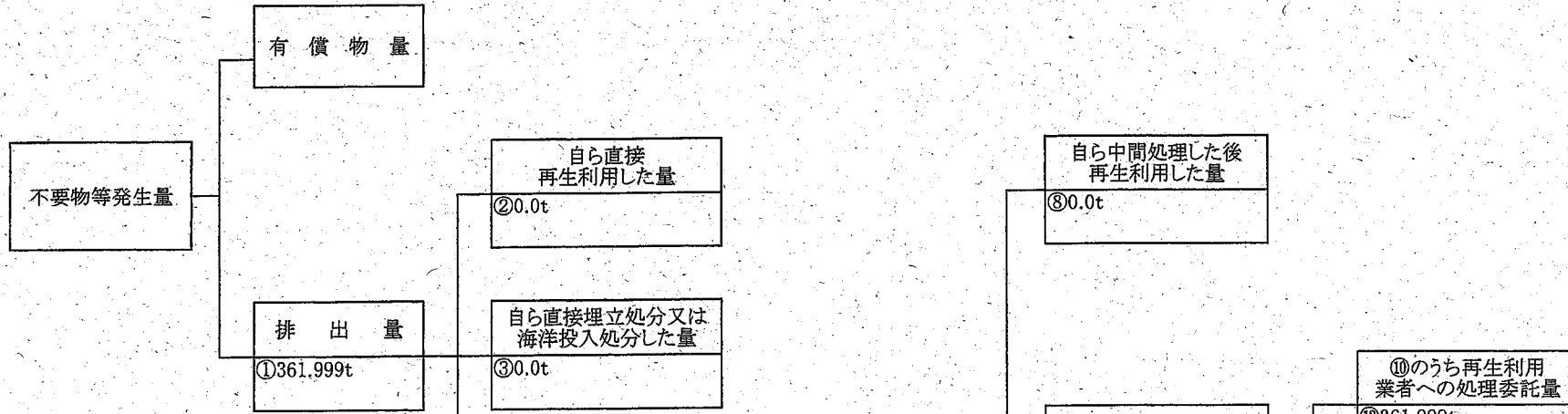
(産業廃棄物の種類:がれき類)



項目	実績値
①排出量	215.54t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	215.54t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	133.34t
⑫再生利用業者への処理委託量	82.2t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

計画の実施状況

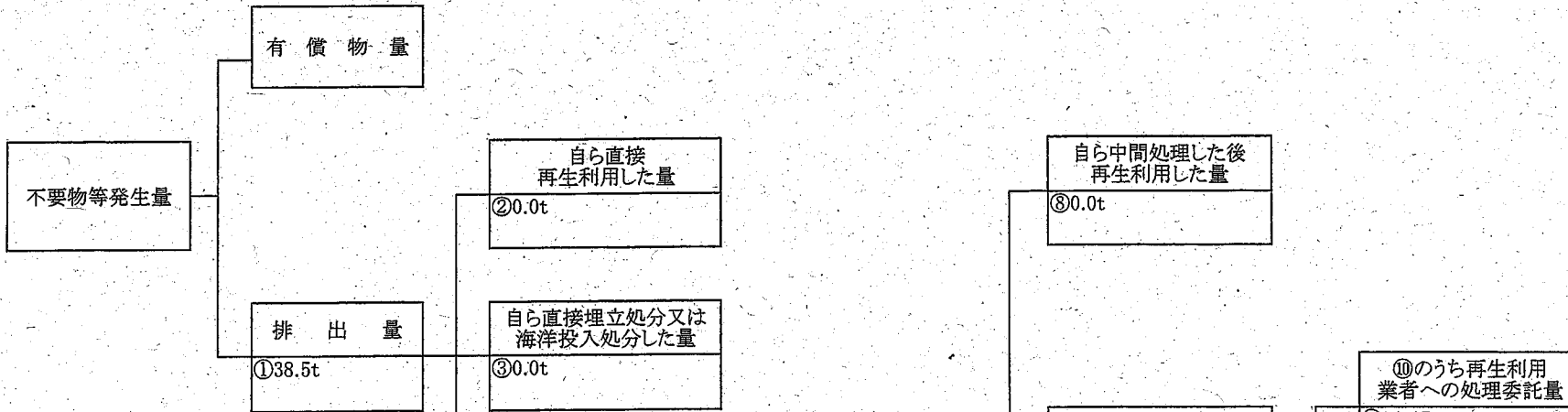
(産業廃棄物の種類:汚泥)



項目	実績値
①排出量	361.999t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	361.999t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.0t
⑫再生利用業者への処理委託量	361.999t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



項目	実績値
①排出量	38.5t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	38.5t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	7.35t
⑫再生利用業者への処理委託量	31.15t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

自ら直接再生利用した量  
②0.0t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量  
③0.0t

自ら中間処理した量  
④0.0t

④のうち熱回収を行った量  
⑤0.0t

自ら中間処理した後の残さ量  
⑥0.0t

自ら中間処理により減量した量  
⑦0.0t

自ら中間処理した後再生利用した量  
⑧0.0t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量  
⑨0.0t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量  
⑩38.5t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量  
⑪7.35t

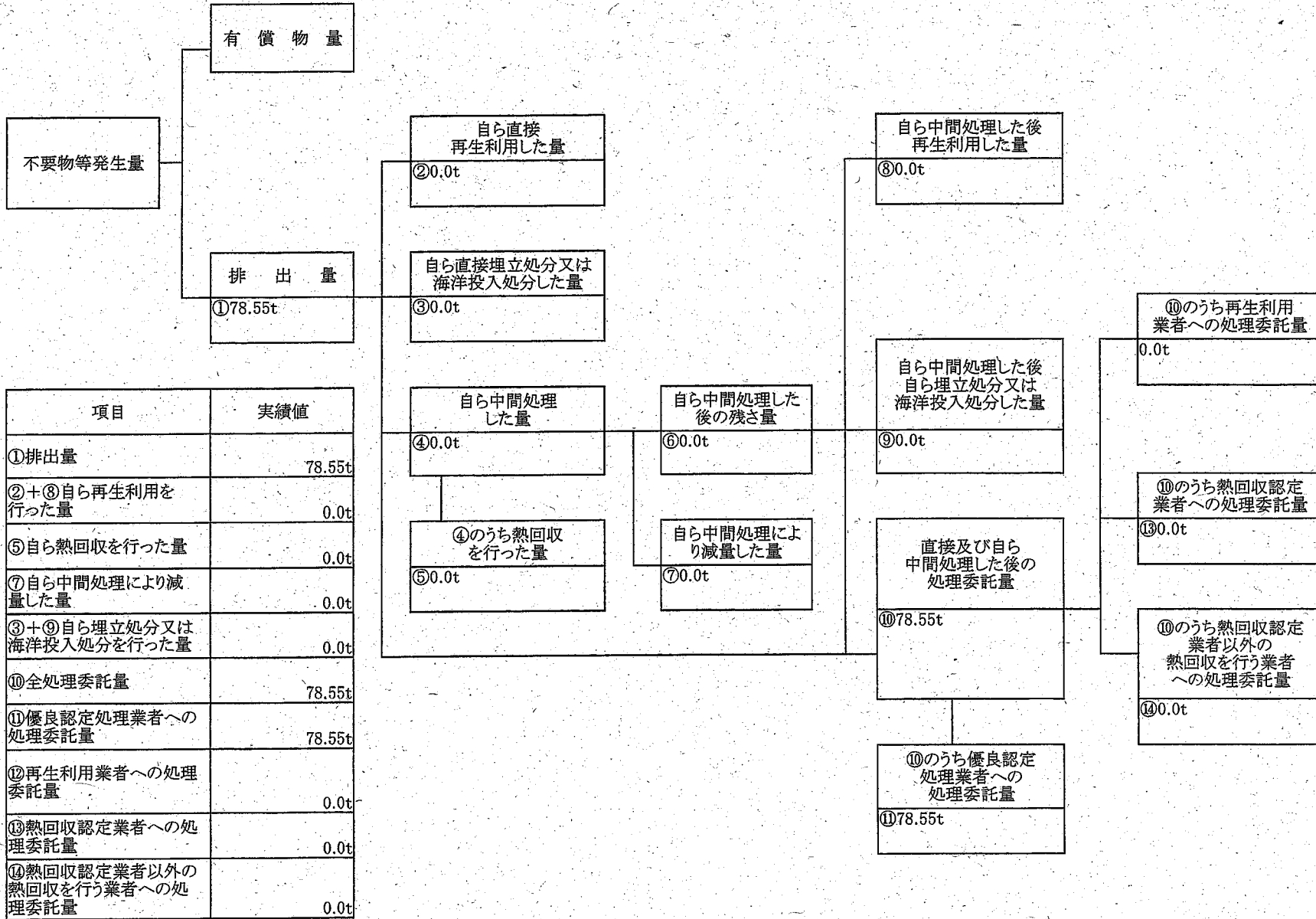
⑩のうち再生利用業者への処理委託量  
⑫31.15t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量  
⑬0.0t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量  
⑭0.0t

計画の実施状況

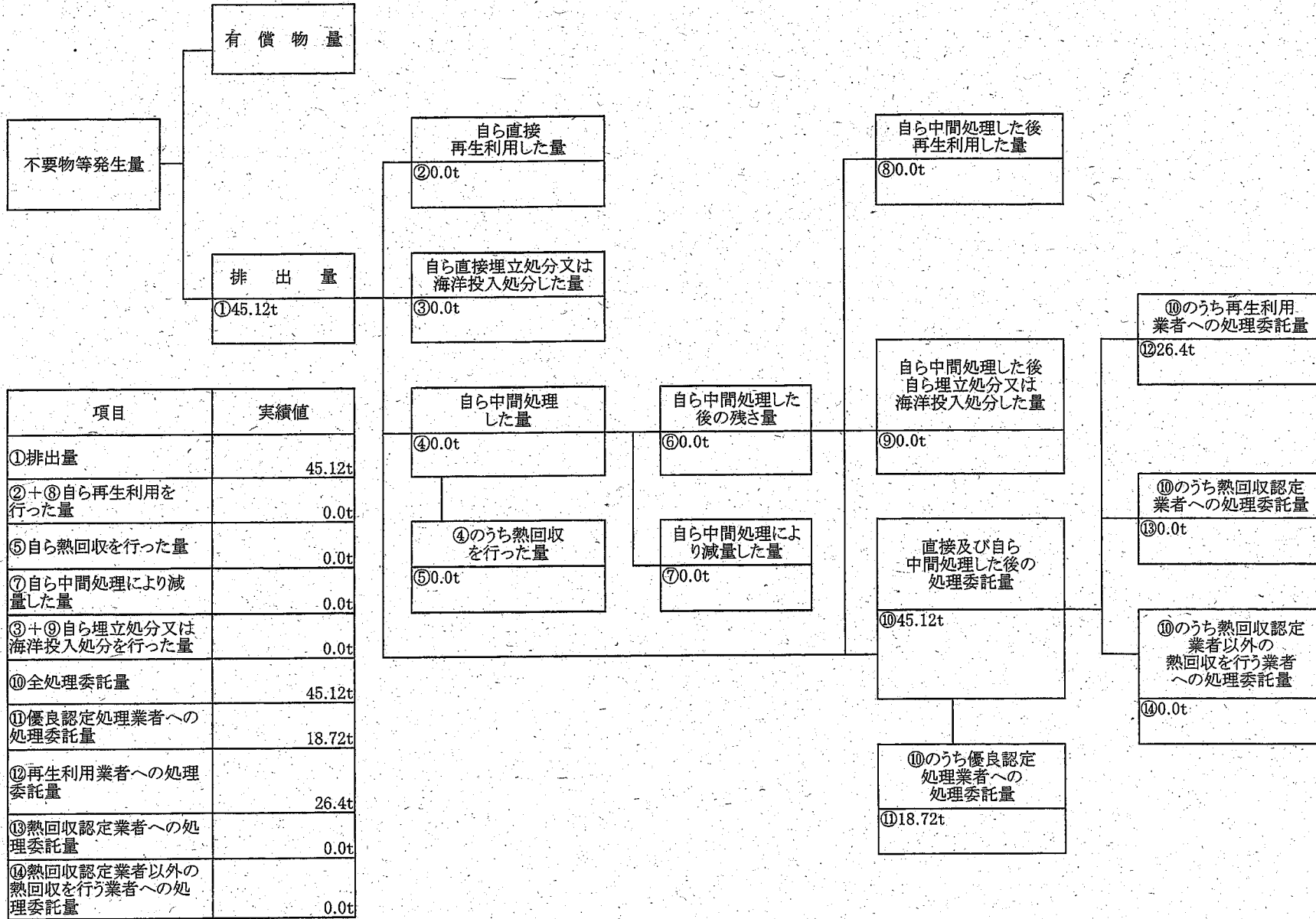
(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



項目	実績値
①排出量	78.55t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	78.55t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	78.55t
⑫再生利用業者への処理委託量	0.0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:木くず)



項目	実績値
①排出量	45.12t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	45.12t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	18.72t
⑫再生利用業者への処理委託量	26.4t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:建設混合廃棄物)

有償物量

不要物等発生量

排出量

①81.69t

自ら直接再生利用した量

②0.0t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

③0.0t

自ら中間処理した量

④0.0t

自ら中間処理した後の残さ量

⑥0.0t

自ら中間処理した後再生利用した量

⑧0.0t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

⑨0.0t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

⑩81.69t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪41.39t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫40.3t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬0.0t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭0.0t

項目	実績値
①排出量	81.69t
②+③自ら再生利用を行った量	0.0t
⑤自ら熱回収を行った量	0.0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.0t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.0t
⑩全処理委託量	81.69t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	41.39t
⑫再生利用業者への処理委託量	40.3t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t

④のうち熱回収を行った量

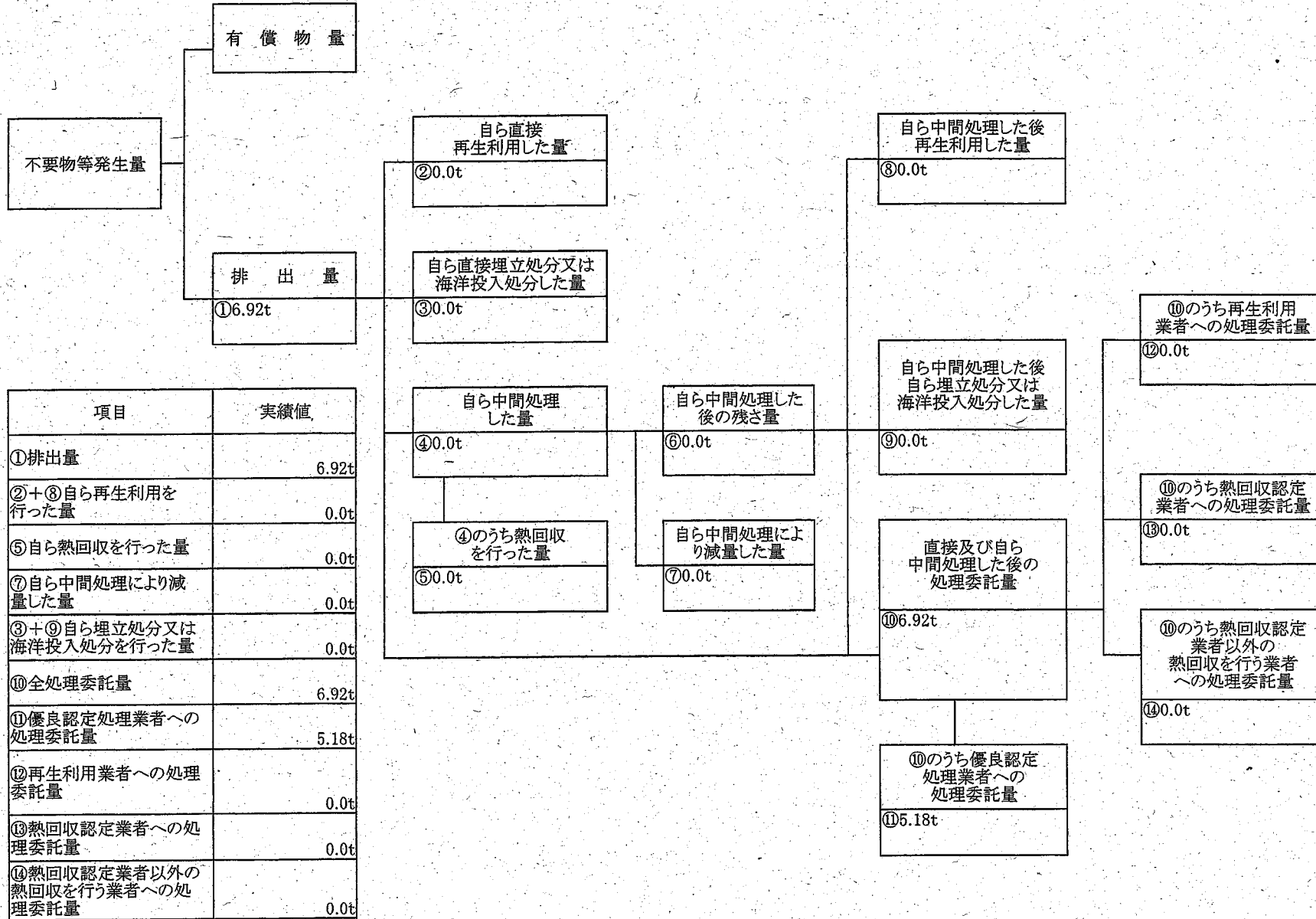
⑤0.0t

自ら中間処理により減量した量

⑦0.0t

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:がれき類(石綿含有産業廃棄物))



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。